

設 計 書

予算項目	ポンプ場費委託料
委託番号	委託第20号

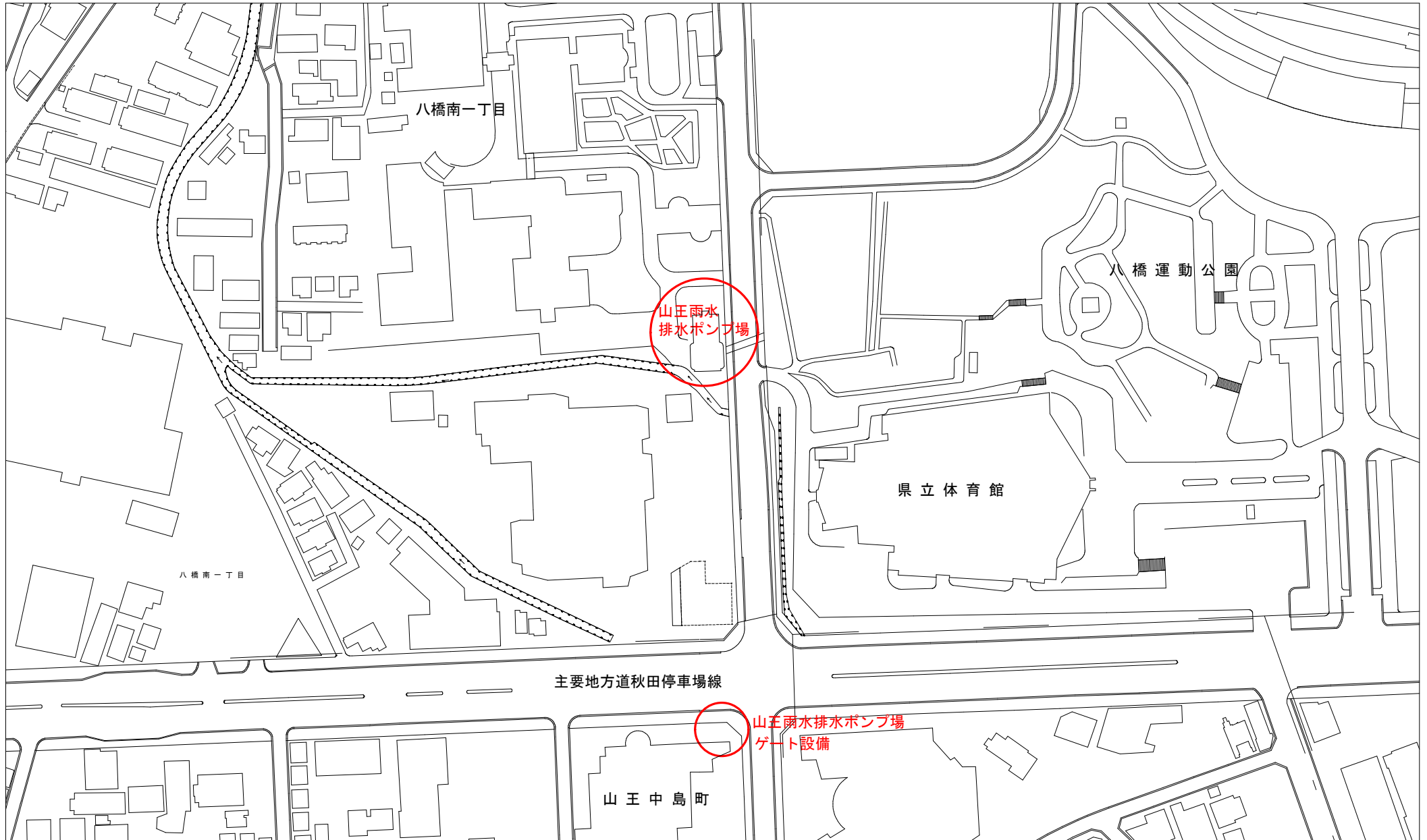
課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和7年度	作 成 年 月 日	令和 6年 12月 24日	履行期間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
委 託 名	山王雨水排水ポンプ場保守点検業務委託				
委託場所	八橋南一丁目8番1号 ほか計2箇所			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		山王雨水排水ポンプ場保守点検業務 一式	
	業 務 価 格			
	消費税等相当額		ポンプ能力	
	業 務 委 託 費		口径 1,900mm 揚水能力 64m ³ /min	
			エンジン出力 130馬力 (ディーゼルエンジン)	
			台数 3台	
			副務者 (職名) 氏名	
			主務者 (監督員) (職名) 氏名	

箇所図

八橋南一丁目 8 番 1 号 (ポンプ場)、山王中島町 1 番地内 (ゲート設備)



雨水排水ポンプ場保守点検業務

秋田市上下水道局下水道施設課

業務委託費内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務委託費								
	業務価格							
		直接業務費						
			保守点検業務費	式	1			第1号明細書
		直接業務費 計						
		直接経費		式	1			
		技術経費		式	1			
		間接業務費		式	1			
		業務原価						
		諸経費		式	1			
	業務価格 計							
	消費税等相当額			式	1			
業務委託費 計								

第 1 号 明 細 書

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
保守点検業務費						
業務総括責任者			人			
副総括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員			人			
計						

山王雨水排水ポンプ場保守点検業務委託仕様書

第1章 総則

1 目的

本仕様書は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）が設置した山王雨水排水ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）における保守点検業務（以下「業務」という。）の適正な実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の場所

八橋南一丁目8番1号（山王雨水排水ポンプ場）

山王中島町1番地内（山王雨水排水ポンプ場ゲート設備）

3 施設の概要

(1) 機械設備

ア 雨水排水ポンプ（スクリーポンプ、エンジン駆動）

数量	3台
口径	1,900mm
揚水能力	64.0m ³ /min
全揚程	10.3m
エンジン出力	130馬力

イ ポンプ井排水ポンプ（着脱式汚水水中ポンプ）

数量	1台
口径	250mm
揚水能力	5.3m ³ /min
全揚程	8.4m
電動機出力	11.0kW

ウ 荒目スクリーン

数量	3基
寸法	扉幅 2,130mm×扉高 1,250mm

エ 切替ゲート（別置、電動スライドゲート）

数量	1基
寸法	扉幅 2,130mm×扉高 1,250mm

(2) 電気設備

ア	引込開閉器盤	1面
イ	受電切換盤	1面
ウ	ポンプ共通盤	1面
エ	主排水ポンプ盤	3面
オ	コントロールセンタ	1面
カ	ピット排水ポンプ盤	1面
キ	直流電源盤	1面
ク	自家発電装置（発電機盤搭載型）	1台

4 費用負担

本仕様書に特に明示していない事項であっても、業務遂行上、当然必要なものは、受託者の責任において負担すること。

5 関係法令の遵守

受託者は、業務の履行に当たり、業務に関連する法令、条例、規則等を遵守すること。

適用を受ける諸法令等は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

第2章 業務の内容

1 委託業務の内容

委託業務の内容は、別表の保守点検項目表に基づくこと。

2 点検回数

点検は、1か月に3回以上とする。

3 災害時の体制

豪雨、台風等の災害時に備えて、事前に緊急連絡体制を定めること。

4 異常時の措置

不時の停電、機器等の異常時には、ただちに必要な措置を講ずるとともに、その原因および経過、被害の内容並びに措置状況を委託者に報告する。なお、復旧方法等については委託者と協議の上、対応すること。

5 設備の補修

電気、機械設備等の設備補修は、原則として委託者の承諾を受けてから行うこと。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

6 運転監視

(1) 大雨等により担当者から指示があった場合は、ポンプ施設を運転し、各機器が正常に作動するよう監視すること。

(2) 前項の運転監視に係る費用は別途支払うものとする。

7 有資格者の確保

次の資格を有するものを確保すること。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格

(2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

8 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 業務の契約を締結後、履行期間開始前に提出するもの
 - ア 業務実施計画書
 - イ 業務統括責任者選任報告書
 - ウ 資格取得者配置報告書
- (2) 毎月提出するもの
保守点検業務報告書
- (3) 契約書に定める支払い区分（半期）ごとに提出するもの
業務(完了・一部完了) 報告書
- (4) その他必要と認める書類
- (5) 提出書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。

第3章 その他

疑義等

本仕様書等に特に定めのない事項および本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、委託者と受託者との協議により決定する。

別表

山王雨水排水ポンプ場保守点検項目表

点検機器名	点検項目
No1～3粗目スクリーン	目詰まり・異物の流入等
ピット内部	異物・土砂等の沈殿状態等
ピット排水ポンプ	異常音・振動・電流値・運転状況等
高圧洗浄機	各部異常音・振動・吐出量・圧力・潤滑油量・グリース漏れ等
No1～3排水ポンプ (グリースポンプ含む)	各部異常音・振動・付着物・油量・流量・油温・油圧・油漏れ等
No1～3減速機 (潤滑油ポンプ含む)	各部異常音・振動・付着物・油量・流量・油温・油圧・油漏れ等
No1～3エンジン	各部異常音・振動・回転数・水圧・油圧・給気圧・排気温度・油温・油圧・漏れ等
No1～2冷却水ポンプ	各部異常音・振動・圧力・電流値・漏れ等
減圧水槽	水位の確認・弁類の動作確認・漏れ等
No1～3循環水ポンプ	各部異常音・振動・圧力・漏れ等
No1～2空気圧縮機	各部異常音・振動・圧力・電流値・漏れ等

No1～3空気槽	各部異常音・振動・圧力・漏れ等
燃料小出槽	油量・漏れ等
通報装置	機能・動作確認等
電気使用量	指数確認
発電装置	各部異常音・振動・回転数・電圧・電流・油温・油圧・漏れ等
各種配管、バルブ類	腐食・漏れ等
ゲート設備 (別置、山王中島町1番地内)	ゲートの各部清掃・損傷確認・水密部の漏れ・巻上機の内外部清掃・ゲートの開閉状況・開閉動作時間・運転電流等